

下水道事業

受益者負担金について

扶桑町の公共下水道は平成19年4月1日に初めて供用開始してから2年目を迎え、平成20年4月1日に供用開始した地域を含め約136haにおいて下水道を利用することができるようになりまし
た。今後も着実に整備を進めてまいります。

公共下水道を整備するにあたっては、多くの建設費用がかかりま
す。この費用の一部を下水道が使えるようになった地区の方に負担
していただくのが、下水道事業受益者負担金（「受益者負担金」）です。

◆受益者負担金とは

公共下水道が整備されることによ
つて、生活環境が向上し、快適な生活を
送ることができるようになります。

しかし、公共下水道は整備された地
域の方だけが利用できる施設で、町民
の方の税金のみで下水道の建設費をま
かなうことは、著しい不公平を招くこ
とになります。「受益者負担金制度」は、
下水道を利用できる方に対し、負担の
公平を図るため設けられた制度です。
扶桑町では、末端管渠整備に使われ
た相当額の費用を、土地の所有者等に
負担いただきます。なお、負担金は土
地に1回限りの賦課となります。

◆受益者負担金の

算出方法

負担金の額は対象の土地面積に、1
㎡あたり400円を掛けて算出しま
す。

例えば、100㎡の土地を持つ方
ですと、100㎡×400円で4万円の
負担金が発生します。

◆受益者負担金の

支払方法

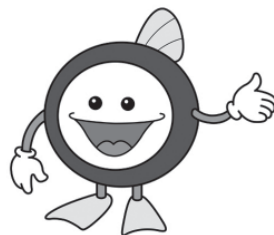
今回、供用を開始した地区内の土地
の所有者等には、事前の申告内容に基
づいて、7月初めに納付書を郵送した

します。（口座振替の方には、口座振
替通知書を郵送します。）

納付は5年に分割し、1年を4期に
分けた計20回で納める方法、各年度の
第1期までに1年分を一括で納める方
法及び残りの負担金を一括で納める方
法の3通りあります。

また、一括納付されますと納期前納
付報奨金が交付されます。

なお、納期限
を過ぎますと期
間に応じ延滞金
が発生しますの
でご注意ください
い。



スイスイ

◆受益者が変わったら

受益者負担金を支払い終わる前に相
続や売買等の理由で受益者に変更が
あった場合は、すみやかに役場に「下
水道事業受益者変更届」を提出して
ください。届出の後は新しい受益者に納
付書を送付します。届の様式は役場都
市整備課の他、扶桑町ホームページ内
にありますのでご覧ください。

◆受益者負担金の税務上の 取り扱いについて

事業または、不動産貸付などの業務
を営んでいる方は、業務に使用してい
る部分について「繰延資産」として、
その償却費を必要経費に算入すること
になります。

「繰延資産」とは、公共的施設など
に支出する費用で、支出の効果が支出
した日から1年以上に及ぶものをい
います。

業務に使用している面積（㎡）に
400円を乗じて繰延資産の金額を算
出してください。

ただし、納付前納付報奨金が交付さ
れている場合は、報奨金を差し引いた
額が繰延資産の額になります。申告に
関する詳しいことは、税務署等に
ご相談ください。

◆下水道に関する問合せ

都市整備課下水道グループ

内線2055～2008